

2019年6月市議会補正予算質疑

彩都東部開発について

彩都東部開発UR所有地処分凍結の異常

- ① 党市会議員団は毎年の党国会議員の政府要望で、URが彩都東部地区民間開発から完全撤退するよう求めてきました。2019年5月9日付け日本経済新聞がURが全国で展開していたニュータウン建設事業のために各地域で保有していた保有地の処分状況について報道しました。そもそもURニュータウン事業は宅地需要の激減と地価の下落で破たんして、2013年度中に事業からの撤退と2018年度中に保有地の処分が「閣議決定」で決められました。報道では「関西地域ではこの間1081ヘクタールが処分が行われた。全国的にも2件11ヘクタールを残すのみで事実上終結しています。」ところが彩都東部地区に保有する81ヘクタールが処分されずに残っています。この理由について質疑すると、「URは府市の要請を受けて保有を継続している」と答えるのみでまともな答弁は出来ませんでした。かねてからこの地域に法人が多数の土地を保有しているのは70年万博時に千里丘陵に保有していた土地を国に処分した見返りに代替地として斡旋取得したとされてきました。そのため「国が開発に責任を持つ」との密約があるとされてきました。この噂がいよいよ現実化してきました。

区画整理事業の可否を審査する茨木市が「推進組織」の事務局という異常

- ② 2013年にURが当該地の事業からの撤退後、法人地権者と事業代行のゼネコンが中心となって組合施行土地区画整理事業（総面積364ヘクタール）が計画され、すでに2地域72ヘクタールでは工事が行われています。しかしまだ6地域285.6ヘクタールが手つかずです。問題は区画整理事業の許認可を行う茨木市が事業推進組織の事務局を引き受けていることです。行政としてあるまじき態度です。

事業推進に異論を唱える個人地権者を恫喝するゼネコン。同調する茨木市という異常

- ③ 手つかずの6地域の内、成否を握るのは幹線道路計画のあるC地域49ヘクタールです。この地域の事業推進組織が2018年設立されました。この彩都東部C区域の土地所有状況は総面積49ヘクタール、内個人地権者所有が10ヘクタール（20.4%）UR所有が16ヘクタール（32.6%）阪急電鉄所有が3ヘクタール（6.1%）その他法人所有が19ヘクタール（38.8%）です。しかし個人の所有地の面積比率4分の1の地権者が事業に反対しています。法人はともかく個人の地権者の「先祖伝来の土地を容易に減らすわけに行かない」との意見は当然です。将来の業務代行者、現在の事業化検討パートナー（清水建設）等の「恫喝」と云うべき態度は問題です。茨木市も「事業推進」の名を借りて、「同調」しています。

本会議での質疑と答弁を畑中たけしの責任で議事録としてまとめました。ご覧いただきご意見やご感想をお聞かせ下さい。